本法科大学院の教育の改善について

１月２２日に開催された中央教育審議会法科大学院特別委員会において、法科大学院教育の改善状況についてワーキンググループの報告が行われ、本法科大学院については「重点的にフォローアップを実施する必要がある」との委員所見が示され、報道機関により報道されました。

本法科大学院においては、法学未修者の教育をより充実させるカリキュラム改革、導入教育の充実、各学生の学修の状況を点検し指導する体制の強化等の改善措置をすでに積極的に進め、新司法試験合格者の増加を強く図ってまいりました。それに加えて，今回の委員所見を重く受け止め、なお不十分な点の改善をいっそう進めてまいります。学生が少人数であることを活かした密接な教育により、着実に成果を上げていきたいと思っております。

また、本法科大学院を構成している香川大学と愛媛大学との連携・協力関係、各大学内の協力関係をいっそう強化し、四国において自立した法科大学院として発展していく所存です。

平成２２年２月

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科長

中　山　　充